

関係法規・制度まとめ 通信2024

【美容所の開設者が講ずべき衛生措置】 ※ 開設者が、規定に違反して衛生措置をおこたった場合、美容所の閉鎖命令を受ける

① 常に清潔に保つこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床および腰板には、コンクリート、タイル、リノリウム、板等の不浸透性材料を使用すること ・ 洗い場は流水装置とすること ・ ふたつきの汚物箱および毛髪箱を備えること
② 消毒設備を設けること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 美容師法施行規則に定められている消毒方法を行うことのできる消毒設備 ・ 採光および照明は作業面の照度を100ルクス以上とする
③ 採光・照明および換気を十分にすること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 換気については美容所内の空気 1 リットル中の炭酸ガスの量を5立方センチメートル以下に保つ
④ その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記 ①②③は全国一律で、このほかに、都道府県が地方の実情に応じて、具体的な条例を定めることができる

【美容所の閉鎖命令】 都道府県知事、保健所設置市長等が行う ※ 閉鎖命令に違反したときは、30万円以下の罰金

- ① 美容所の開設者が規定に違反して管理美容師をおこななかったとき
- ② 美容所の開設者が規定に違反して衛生措置をおこたったり、行わなかったとき
- ③ 美容所の開設者が、美容師でない者や、美容師であっても業務の停止処分を受けている者に美容の業を行わせたとき
- ④ 美容師が規定に違反して業務上講ずべき衛生措置をおこたったことについて、その美容所の開設者がこの違反行為を防止するための相当な注意および監督をおこたっていたとき

【美容所以外での業務】 美容師は、美容所以外の場所において、美容の業をしてはならない

※ ただし、政令(施行令)で定める特別の事情がある場合には、この限りではない。

特別の事情	<ol style="list-style-type: none"> ① 疾病その他の理由により、美容所に来る事ができない者に対して美容を行う場合 ② 婚礼その他の儀式に参列する者に対して、その儀式の直前に美容を行う場合 ③ 上記 ①, ②のほか、都道府県、保健所設置市または特別区が条例で定める場合
-------	---

- ・ 出張美容を行う場合も、法に規定する美容の業を行う場合に講ずべき措置と同等の衛生措置を講ずる必要がある

【美容所への立ち入り検査】 都道府県知事・保健所設置市長等が必要があると認めるときに、環境衛生監視員を立ち入らせる

- ・ 美容師及び美容所の開設者が適切な衛生措置を講じているかどうかを検査するために行うもの
- ・ 都道府県知事・保健所設置市長等は、相手方の承諾の有無にかかわらず美容所に立ち入る権限がある
- ・ 環境衛生監視員は、身分証明書を携帯し、請求があれば開設者等に示さなければならない
- ・ 立ち入り検査を拒んだり、妨げたりした者は30万円以下の罰金に処せられる

【行政処分】 違反状態をなくすために、行政機関が行政権に基づき行う行政行為（不利益処分ともいう）

美容師に対する行政処分	都道府県知事、保健所設置市長が行う	業務停止処分
	厚生労働大臣が行う	免許の取消し処分
美容所の開設者に対する処分	都道府県知事、保健所設置市長が行う	美容所の閉鎖命令

- ・ 行政機関がその行政権に基づいて行う行為であり、裁判所の令状に基づいておこなうものではない
- ・ 行政手続法に基づき、処分を受けるものに意見陳述をする機会を与えなければならない
- ・ 違法、不当な行政処分を受けた場合、行政不服審査法により不服を申し立てることができる（審査請求）

【美容師法の罰則】 下記の①～⑤までの行為のいずれかに該当するものは、30万円以下の罰金に処せられる

① 無免許	<ul style="list-style-type: none"> ・ 美容師免許を受けずに、美容を業とした者
② 開設届の不提出・虚偽等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 美容所の開設の届出をしなかった者 ・ 開設の届出事項に変更があったときに届出をしなかった者 ・ 美容所を廃止したときに届出をしなかった者 ・ これらの届出をしても、偽りの事項を記載して届け出た者
③ 未検査確認での営業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 美容所の開設届けをしたが、構造設備についての検査確認を受けずに、その美容所を使用した者
④ 環境衛生監視員への妨害行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境衛生監視員による立ち入り検査の妨害行為をした者
⑤ 閉鎖命令違反	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県知事、保健所設置市長等が行う美容所の閉鎖命令に従わなかった者

◎ 刑罰は裁判によって科せられる。違反者に対して30万円以下の罰金を科すことができるのは裁判所のみ

【関連法規】

【生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（生衛法）】 ※ 生衛業には美容業も含まれます

- 施設改善向上、経営健全化、振興等を通じて衛生水準の維持向上を図り、利用者・消費者の利益を守ることが目的

① 営業者組織の自主的活動の促進	生活衛生同業組合（生衛組合）の設立
② 過度の競争がある場合の料金等の規制	各都道府県の生衛組合で 適正化規定 を定める
③ 生衛業の振興の計画的な推進	厚生労働大臣が 振興指針 を定め、 生衛組合が振興計画 を策定
④ 経営の健全化、苦情処理体制の整備	生活衛生営業指導センターの設立
⑤ 営業方法、取引条件の表示を適正化	生活衛生営業指導センターが 標準営業約款 を定める

生活衛生同業組合	・各都道府県に1個ずつ設立できる	・組合の加入、脱退は自由	・営利を目的としない
・生衛業の振興を図るため、 厚生労働大臣の振興指針 に沿って、 生衛組合が振興計画 を策定する			
事業内容	① 組合員が過度の競争で、健全な経営や衛生措置が妨げられるおそれがある場合、料金、販売価格、営業方法の制限を行うために 適正化規定 を定める ※ 美容業生活衛生同業組合では、施術料金や営業料金の統一は行えない ② 共同施設の設置、資金のあっせん、養成施設の経営、技能の改善向上、共済事業 ③ 衛生施設の改善向上、経営の健全化の指導		

生活衛生営業指導センター	・経営の健全化で、衛生水準の維持向上を図り、利用者消費者の利益を守る目的で設立
・サービスや技術などをわかりやすく表示し、消費者の利便性を図るために 標準営業約款 を定める	

【株式会社日本政策金融公庫法】 ・ この法律に基づき、美容業等の生活衛生関係営業に対する融資制度が設けられている

【労働基準法】 ・ 労働条件の最低基準を定め、労働者が良好な労働条件で働くことができ、人間としてふさわしい生活ができるようにすることが目的

- ※ 美容業も労働基準法の適用を受ける事業であるが、同居の親族のみを使用している場合は適用されない
- ※ 美容所の使用者（開設者）は、従業者に、賃金、労働時間その他の労働条件を明示し、一定の休憩時間や休日を与えなければならない。また、従業者の意思に反して、労働を強制してはならない

【医師法】 ・ 医師の資格を定め、医師の任務、免許、国家試験、業務と業務上の義務、卒後臨床研修、医道審議会等について規定している

- ◎ 医療行為にあたり、医師免許を有しない者が業とすると医師法に違反するもの
 - ① レーザー光線などによる永久脱毛
 - ② アートメイク
 - ③ 酸等の化学薬品で、表皮剥離を行うケミカルピーリング

【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律】 ・ 美容所で使用する医薬部外品、化粧品も規制の対象となる

【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）】

- ・ 総合的な感染症予防及び感染症の患者に対する良質かつ適切な医療について定めた法律（結核も含む）
- ◎ 感染症を伝染させるおそれのある患者に対し、期間と業務の形態を厚生労働省令で定め、その業務に従事することを禁止することができる
 - ※ 美容師法では、業務停止の対象となるのは美容師だけであるが、感染症法では、美容所で働く美容師以外の人も含まれる

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

- ・ 廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理とともに、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全および公衆衛生の向上を図ることを目的としている
 - ※ 美容業にともなって排出される廃棄物は、事業系一般廃棄物とよばれる

【地域保健法】 ・ 地域保健対策の推進に関する基本指針や保健所の設置について定めている

【消費者基本法】 ・ 消費者利益の擁護と増進について、国、地方公共団体、事業者の責務を定め、国民の消費生活の安定と向上を確保することが目的

【個人情報の保護に関する法律】 ・ 個人情報の適正な取り扱いに関し定めたもの（美容所の利用者カルテも規制の対象となっている）